

# 物部川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況 ～要配慮者のうち避難行動要支援者について個別避難支援計画の作成～

洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組の一環として、避難行動要支援者名簿の作成に関する理解促進のため、その概要、対象者、使用方法等の記事を市広報紙9月号に掲載した。

【実施機関】  
香南市



## 災害時に一人で避難することが困難な人のために

## 防災の ススメ

「もしも」に備えを!

### 避難行動要支援者名簿を作成します



■防災対策課 ☎57-8501  
■福祉事務所 ☎57-8509

災害対策基本法の改正により、災害時に一人で避難することが困難で、特に支援の必要となる高齢者や障害のある方などの名簿を作成することが、市町村に義務づけられています。

市では、対象者の要件にあてはまる方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。

対象となる方には、福祉事務所から個別に、名簿情報を地域の避難支援関係者に事前に提供することについて同意を確認させていただきます(平成28年度中にすでに同意の確認を得た方については、同意書の提出は必要ありません)。

※この同意は災害発生時に避難の支援を受けられる可能性を高めるためのものであり、災害時の支援が必ず行われることを保証するものではなく、関係者に義務を負わせるものでもありません。

日ごろから地域の中で見守りや助け合いをしていくことは災害時への備えとなるので大切にいきましょう!



### 対象者

- ①(在宅の)要介護3・4・5に該当する方
- ②(在宅の)身体障害者手帳の交付を受けている方  
のうち下記に当てはまる方  
視覚障害:1・2級、聴覚障害:2～6級、  
上肢・下肢機能障害:1・2級  
呼吸・心臓・腎臓機能障害:1・3級  
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害および移動機能障害:  
1～6級
- ③(在宅の)療育手帳A1・A2の交付を受けている方
- ④(在宅の)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤(在宅の)その他、市が必要と認めた方(登録申請書を提出していただいた方)

### 名簿はどのように使われる?

同意が得られた方の名簿は、地域の避難支援関係者(警察署・消防署・消防団・民生児童委員・自主防災組織等)に事前に提供し、ふだんから災害に備えて地域の見守りや災害訓練等に活用されます。また、災害発生時には同意の有無にかかわらず避難関係者とともに、安否確認や避難支援に使われます。

#### 個人情報の取り扱いについて

この名簿の情報は、重要な個人情報です。情報提供はお住まいの地区の避難支援等関係者のみに提供し、情報提供する際には、名簿情報の管理・取り扱いについて周知徹底し、個人情報漏洩しないよう対策を実施しています。

